

保健福祉課 問 国民健康保険係 (131 ~ 133)

国保へ加入・やめるときは必ず届け出を！

国保(国民健康保険)に加入するとき、やめるときなどには14日以内に国保の窓口へ届け出が必要です。

国保に加入するとき		国保をやめるとき	
届け出に必要なもの		届け出に必要なもの	
他の市町村からの転入★	・他の市町村の転出証明書	他の市町村への転出★	・国保被保険者証
職場の健康保険をやめたとき	・離職票 または 資格喪失通知書	職場の健康保険に加入したとき	・職場の健康被保険証 または資格取得通知書
家族の健康保険の扶養から外れたとき	・資格喪失通知書	家族の健康保険の扶養に入ったとき	・国保被保険者証
子どもが産まれたとき★	・母子手帳	国保被保険者が亡くなったとき★	・死亡を証明するもの ・国保被保険者証
生活保護が廃止されたとき	・生活保護廃止決定通知書	生活保護が開始されたとき	・生活保護開始決定通知書 ・国保被保険者証
その他に届け出が必要なとき			
届け出に必要なもの			
同じ町内で住所が変わったとき★	・国保被保険者証	注意 【すべての手続きに必要なもの】 ・マイナンバーカード ★印が付いたものについては、町民課への届け出が完了してから国民健康保険係へお越しください。 ※修学のため転出する場合は、国保に届け出をしないと保険証が使えなくなります。修学を終えたときも、忘れずに届け出てください。	
世帯主や氏名が変わったとき★			
世帯を分けた、または一緒になったとき★			
修学のため、別に住所を定めるとき★※	・在学証明書 ・国保被保険者証		

保健福祉課 問 国民健康保険係 (131 ~ 133)

人間ドックを受診された方へ(国民健康保険・後期高齢者医療)

人間ドックを受診された方について、次の条件を満たされている場合は、申請いただくことで町から助成金を支給しております。また、申請いただいた方は特定健診・長寿健診それぞれを受診したこととなります。

対象となる健診	令和6年度受診の人間ドック、脳ドックまたはPETがん検診
助成金額	自己負担額の2分の1 ただし、1日ドックは 上限2万円 2日ドックは 上限3万円
助成対象者	・30歳以上の国民健康保険被保険者 ・後期高齢者医療被保険者
支給の条件	1被保険者で年1回。 ただし、次の条件を満たしていること。 <input checked="" type="checkbox"/> 令和6年度に特定健診・長寿健診を受診していない <input checked="" type="checkbox"/> 令和5年度以前の国税・後期高齢者医療保険料の未納がない

申請に必要なもの

- 診断結果表
- 領収書
- 被保険者証
- 【国民健康保険の方】
世帯主名義の通帳(振込先)
- 【後期高齢者医療の方】
受診者名義の通帳(振込先)